

多世代同居住宅への給水に関する取扱基準

平成30年6月

高山市水道部上水道課

1. 目的

二世帯以上が居住する多世代同居住宅における各世帯の水道使用について、別々に給水契約し個別の生活形態を確保したいという同居環境整備のニーズに対応することにより、市の住宅施策や子育て世帯の多世代同居を促進する施策の更なる推進に寄与する。

2. 定義

多世代住宅とは、親、子、孫などが世代毎に生計を別にして同一の住宅に居住、又は同一敷地内に居住する生活形態をいう。

3. 給水の取扱い

(1) 概要

従来の給水方法では、生計を別とし2世代以上が同居する住宅や同一敷地において居住している場合、市が検針する量水器の設置は1個としていたが、生活を別にして同居または同一敷地での居住について、世帯毎に検針用量水器を設置できることとする。

(2) 適用要件（対象者および住宅の要件）

多世代世帯で同居する住宅の新築、増改築、改修をされる場合で、次の要件を全て満たす場合を対象とする。

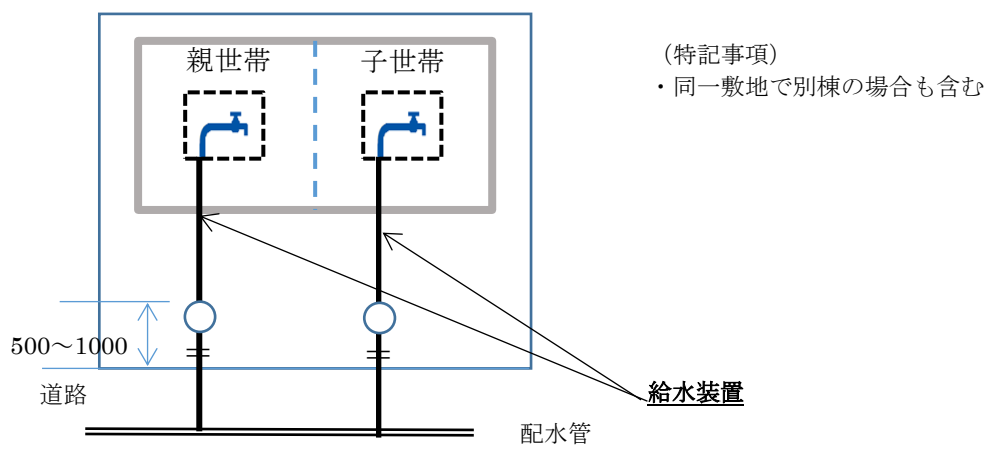
- ①同居している世帯が親、子、孫などの関係にあり、二世帯以上で構成されていること。
- ②同一建物、または同一敷地に同居し、世帯毎で独立して生活していること。
- ③同居している世帯員のいずれかが所有している住宅であること。
- ④量水器から蛇口までが世帯毎に分離していること。（一部水廻り設備の共用可）

(3) 給水方法（注：2世代住宅の場合）

従来の検針用量水器以降で分水する方式に加え、以下の「2分水方式」及び「1分水2分岐方式」の取り扱いを追加する。

① 2分水方式（注：2世代住宅の場合）

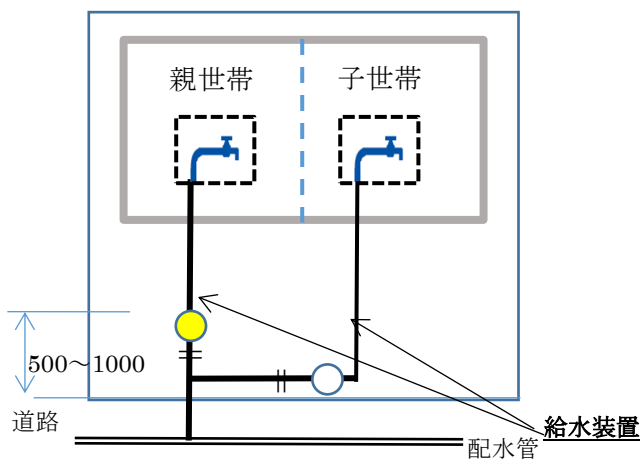
配水管から給水管をそれぞれの世帯別に取り出し、その給水管毎に量水器（市貸与品、検針用）を設置する方式。



② 1分水2分岐方式 (注：2世代住宅の場合)

配水管から取り出している1つの給水管を民地側（給水条例第14条では高山市が所有する部分）で分岐し、その給水管毎に量水器（市貸与品、検針用）を設置する方法。

なお、この方式は1つの給水管から2世帯以上が使用するため、使用状況によっては水圧低下が生ずる可能性がある。このことで、水道事業者（市）や給水装置工事事業者の責任とならないよう、事前説明をおこない、給水装置の所有者の承諾を得ていただくことを条件とする。



(特記事項)
※同一敷地で別棟の場合も含む

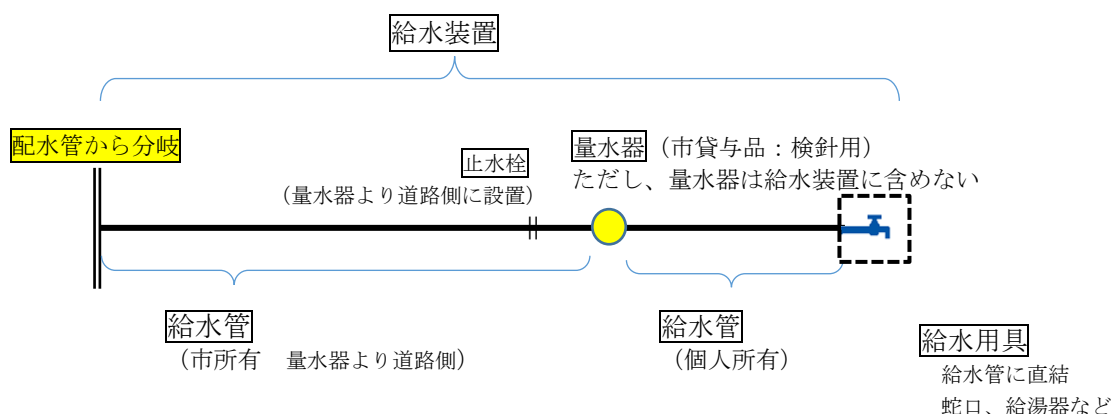
※新規で世帯分の分岐、又は配水管からの分水口径を増径する場合、給水容量を確保するために、分水口径をφ20以上で指示する。

※既存給水管から分岐する場合で、その給水管口径がφ13の時は、使用状況により水圧低下を生ずる可能性があることを、申請者に説明する。

給水装置

給水装置：

配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具をもって構成する装置をいう。ただし、水道量水器（以下「量水器」という。）は含まない。



(4) その他

- ・量水器の設置には、事前の給水装置工事承認手続きと高山市給水装置施行基準を満たす給水装置工事の施工とする。
- ・給水装置工事は「高山市指定給水設備事業者（指定工事店）」での施工とする。
- ・工事費用はお客様（申請者）の全額負担とする。
- ・現在、検針用量水器が1個の多世代住宅のお客様（契約者）についても対象とする。なお、上記事項の厳守のほか、給水変更申請手続きを必要とする。
- ・多世代住宅での給水の取扱いは、従来の量水器設置方法も引き続き取扱うこととする。

4. 手続き方法（各種申請）

(1) 事前協議

多世代同居住宅において、個別に市の検針用量水器を設け、個別に給水契約を使用とする者（以下「申請者」という。）は、申請内容等について市長に事前協議する。

[様式第1号] 多世代同居住宅給水協議申請書

(2) 承諾書の提出（1分水2分岐方式の場合）

1つの給水管を分岐し、給水装置を設置する場合は当該給水管により構成されている給水装置の所有者の承諾書を得ることとする。

[様式第2号] 多世代同居住宅給水のための分岐承諾書

(3) 給水装置設計施工申請書の提出

給水装置の施工前に、給水装置設計施工申請書に下記の書類を添付し市長に提出する。

- (1) 多世代同居住宅給水のための分岐承諾書
- (2) 多世代同居住宅給水協議申請書の写し

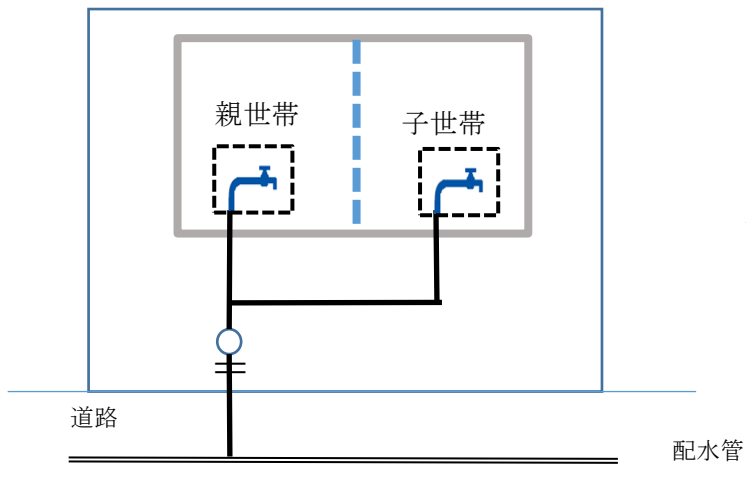
5. その他

- ・多世代同居住宅に対する給水方法について、疑義が生じた場合は事前に、上水道課へ協議する。
- ・この取扱基準は平成30年6月27日からとする。

【参考】 従来から取り扱っている給水方法

住宅敷地に対して1つのメーター（市が貸与し検針する）を設置する方式

(1) 使用者間の申し合わせにより料金精算する方式



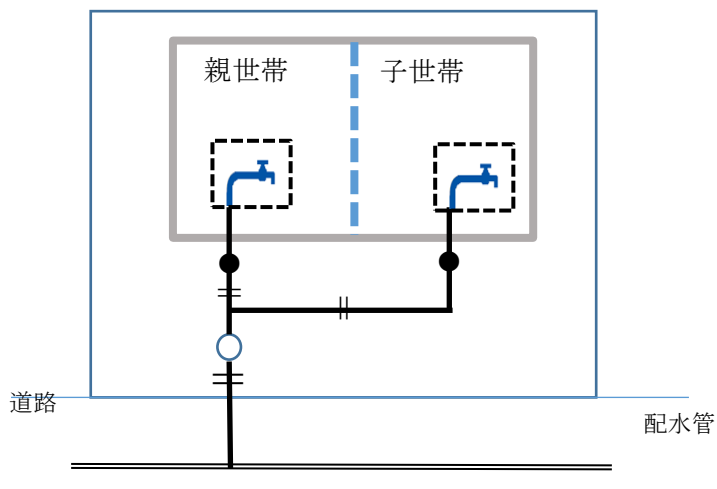
○ 量水器（市貸与品：検針用）

＝ 止水栓
（量水器より道路側に設置）

<特記事項>

※同一敷地で別棟の場合も含む

(2) 任意に精算用量水器（個人所有）を設置する方式



○ 量水器（市貸与品：検針用）

● 使用者が任意に設置する量水器
（計量法の規定外）

＝ 止水栓
（量水器より道路側に設置）

(あて先) 高山市長	(申請者) 既設者名 住所 氏名 印 新設者名 住所 氏名 印
------------	---------------------------------------------

多世代同居住宅給水協議申請書

わたし達の世帯において次の多世代同居住宅に給水工事を実施したいので、協議願います。

建物の所在地		高山市			
建築物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設			
	建築階高	地上 階	給水階高	地上 階	地下 階
	適用条件	(1) 同居している世帯が親、子、孫などの関係にあり、二世帯以上で構成されていること。 (2) 同一建物、または同一敷地に同居し、世帯毎で独立して生活していること。 (3) 同居している世帯員のいずれかが所有している住宅であること。 (4) 量水器から蛇口までが世帯毎に分離していること。		敷地面積 m^2	棟数 棟
右記 (1) から (4) の条件の全てをみたす住宅				延床面積 (棟ごとに記入) m^2	m^2
給水開始予定時期		平成 年 月 日			
給水方式 ①または②に○		① 2分水方式 配水管から給水管をそれぞれの世帯別に取り出し、その給水管毎に量水器(市貸与品、検針用)を設置する方式 ② 1分水2分岐方式 配水管から取り出している1つの給水管を民地側(給水条例第14条では高山市が所有する部分)で分岐し、それぞれの給水管毎に量水器(市貸与品、検針用)を設置する方式			
分岐口径		配水管(□DIPE □DIP □CIP □ACP □VP □その他) φ mm × 取出管 φ mm			
メーター	設置場所				
	設置個数	φ mm × 個	φ mm × 個	合計 個	
計画使用水量		1日最大使用水量 m^3/D		瞬時最大流量 l/S (l/min)	
設計(水理計算)		設計水圧 MPa(kgf/cm^2)	必要給水圧力 MPa(kgf/cm^2)	末端設定圧力 MPa(kgf/cm^2)	
指定給水装置工事事業者		電話 () 印			
特記事項					
添付書類		位置図、給水装置概略配管系統図、建築確認申請書の写し			

お客様番号 ※上水道課が記入	
-------------------	--

※ 添付書類とも2部提出

多世代同居住宅給水協議申請書

本申請にあたり下記について承諾します。

1. 給水装置の設計施行にあたっては、「高山市給水装置施行基準」に基づくこと。
2. 申請者は、本設計内容に基づいて、工事申込み並びに施行承認申請を行うものとし、工事完成後いかなる諸問題が生じても、市長に対し異議申し立てしないこと。
3. 設計内容の変更、あるいは協議以外の事項が発生した場合は、速やかに再協議をすること。なお、協議後1年以内に給水装置工事の申込みがされない場合は、再申請をすること。
4. 申請者は、工事の申込みにあたり給水装置設計施工申請書に、この協議書の写し及び当該「多世代同居住宅給水における分岐承諾書」を添付すること。
5. 用途変更について
多世代同居住宅給水建築物の用途は、変更しないこと。
また、建築物の改造工事を行う場合には、事前に協議をすること。
6. 管理者等の変更届について
多世代同居住宅の所有者又は管理責任者を変更するときは、変更後の所有者又は管理者にこの装置が条件付きのものであることを説明すること。さらに本書に掲げる条件すべてをその者に承継したうえで、本様式により市長に届けること。
なお、所有者または管理責任者の変更に伴い、適用条件を満たさなくなった場合は、市と協議し条例施行基準に適合するように是正すること。なお是正に要する費用は給水装置の関係者が負担する。
7. 既設配管使用の責任について
既設の配管を分岐したことにより起因する漏水等の事故については、市長の指導により速やかに改善すること。また本改善に要する費用は、多世代同居住宅にかかる給水装置の所有者または使用者が全額負担すること。
8. 水道メーター交換時の措置
計量法に基づくメーターの取換え及びメーターの異常等による取換えの際には、断水に協力すること。
9. 条例・規程の厳守
上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、高山市水道給水条例及び同施行規程を厳守すること。
10. その他
 - (1) 水道料金及び、下水道使用料について、毎月メーター毎に基本料金、従量料金がかかること。
 - (2) 市長が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力すること。
 - (3) 検針及びメーター交換業務時の立入りについて協力すること。
11. 上記のほか特に定める事項

年 月 日

(申請者)

既設者名 住所
氏名 印
新設者名 住所
氏名 印

(指定給水装置工事事業者) 住所

氏名 印

(あて先) 高山市長

(申請者)

既設者名 住所
氏名 印

新設者名 住所
氏名 印

多世代同居住宅給水における分岐承諾書

建物の所在地		高山市			
建築物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設			
	建築階高	地上 階 地下 階	給水階高	地上 階 地下 階	
	建物用途	多世代同居を目的とした住宅		棟数	棟
給水方式		1分水2分岐方式 ※給水管を民地内で分岐し、それぞれの給水管毎に量水器（市貸与品、検針用）を設置する方式			
		合計延床面積			m ²

多世代同居住宅給水を実施するにあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

1 使用者(世帯員)等への周知

同居住宅内で水道使用が重なると、蛇口等からの水量が減ったり、水の使用ができなくなることがあることを承諾し、使用者（世帯員）等に周知すること。

また、工事後のいかなる問題が生じて、市長に異議申し立てをしないこと。